

令和 3 年 8 月 1 日現在

資金運用委員会 委員名簿

- ◎ 明田 雅昭 公益財団法人日本証券経済研究所
特任リサーチ・フェロー
- 菅原 晴樹 株式会社カドタ・アンド・カンパニー
シニアアドバイザー
- 徳島 勝幸 株式会社ニッセイ基礎研究所
取締役金融研究部研究理事年金研究部長
兼年金総合リサーチセンター長
兼 ESG 推進室長
- 枇杷 高志 有限責任あずさ監査法人
金融アドバイザー事業部 パートナー

◎：委員長 ○：委員長代理

(五十音順、敬称略)

令和元年度第2回 独立行政法人農業者年金基金資金運用委員会 議事概要

1. 開催日時

令和元年9月30日（月）13:30～14:15

2. 開催場所

独立行政法人農業者年金基金 特別会議室

3. 出席委員

・明田雅昭 委員長 ・菅原晴樹 委員 ・徳島勝幸 委員 ・枇杷高志 委員

4. 議事

- ・政策アセットミックスの期待収益率の改善について

5. 概要

- ・議事について、事務局から説明を行った。
- ・検討の前提となる経済見通しのうち、為替シナリオの考え方について確認が行われたが、他に特段の意見等はなかった。
- ・現在の金融環境等を踏まえ、外国債券のあり方を含む抜本的な検討が必要ではあるものの、当面の対応として、政策アセットミックスを微調整し、国内債券65%、国内株式15%、外国債券(ヘッジあり)5%、外国株式15%とすることを了とし、今後、主務省に対する説明等所要の手続きを進めることが了承された。
- ・抜本的な政策アセットミックスの検討については、どのようなスケジュールで行うか、事務局で検討することとされた。

<主な意見等>

- ・昨今の各資産間の相関の高まりにより資産の分散効果が薄まっていることも踏まえれば、単純に株を増やすのみではなく、外国債券投資の位置づけ(ヘッジの有無を含む)も含めた抜本的な検討を行うべきではないか。
- ・平成29年度に実施した現行の政策アセットミックスの検討においては、ALM分析も行い加入者の意向にも配慮して期待収益率よりもリスク水準に重きを置いた決定をしたが、当時とは投資環境が大きく変わり期待収益率が低下しているので、より抜本的な検討を行うことを考えてもよいのではないか。
- ・現行の政策アセットミックスを検討する際示された3つのケースの枠内での微調整と言うことだと思うが、当時意見は分かれており、最終的に3つのうち最もリスクの低い案を選択したが、一番リスクリターンが高い案(今回の案が相当)でよいとする声もあった。

以上

令和２年度第１回 独立行政法人農業者年金基金資金運用委員会 議事概要

１．開催日時

令和２年６月１８日（木）１４：００～１５：０３

２．開催場所

独立行政法人農業者年金基金 一般会議室

３．出席委員

・明田 雅昭 委員長 ・菅原 晴樹 委員 ・徳島 勝幸 委員 ・枇杷 高志 委員

４．議事

- （１）令和元年度運用結果の報告について
- （２）令和元年度運用結果の評価について
- （３）政策アセットミックスの検証について
- （４）政策アセットミックスの今後の方向性について
- （５）その他

５．概要

○ 議事（１）、（２）

- ・事務局から、議事（１）についてポートフォリオ毎の運用結果を報告し、続いて議事（２）について各ポートフォリオについて概ねベンチマーク並みの運用結果となったこと、また、運用受託機関等の業務執行においても問題が無い旨説明し、了承された。
- ・なお、委員からは、今回の新型コロナウイルス感染拡大等に関連して、マーケットの状況について運用受託機関からどのような報告があったかについて質問があった他、来年度の運用受託機関等への評価では、テレワークによる管理運営上の影響の有無について記載すべきとの意見があった。

○ 議事（３）、（４）

- ・事務局及び年金コンサルタントから議事（３）について説明を行い、続いて事務局から議事（４）について説明を行った。
- ・議事（３）については、メインシナリオに加え、参考として、本年秋以降新型コロナウイルス感染再拡大となるリスクシナリオの下での効率性を検証し、その結果、メインシナリオにおいては、現在の政策アセットミックスは効率的フロンティア近傍に位置しており、引き続き効率性は維持されていること、また、リスクシナリオにおいては、効率的フロンティアからは大きく乖離しているが、現時点では留意事項に留まること

を確認した。

- ・ 議事（４）については、令和元年度第２回資金運用委員会では承された政策アセットミックスの微調整について、新型コロナウイルスの世界的拡大等を背景とした市場の大幅な変動を受けて一旦保留とし、現在においても微調整前の政策アセットミックスによる運用を行っていること、また、政策アセットミックス微調整案の実施可否を含め、今後、どのような対応をとるかについては、次回以降の資金運用委員会に向けて、各委員の意見を反映させた上で、事務局において検討を行うこと、併せて加入者アンケートを実施することについて了承された。
- ・ なお、委員からの主な意見は次のとおり。
 - ▶ 議事（３）の効率的フロンティアを見ると資産構成が外国資産に片寄せされる傾向にあり、資産毎の制約条件や現在同一としている国内株式と外国株式の構成割合を見直す必要があるかも知れない。
 - ▶ 為替ヘッジ付き外国債券については、世界的に債券の利回りが低位で推移していることから、為替リスクを取らなければリターンが取れなくなりつつあるのではないかな。
 - ▶ 現在の環境下では政策アセットミックスの微調整を直ちに実施する必要はないとも考えられ、また、見直しの検討の結果として、現在の政策アセットミックスを暫く維持するという結論もあり得るのではないかな（各委員共通的な認識）。
 - ▶ 加入者アンケートでは、リスクとリターンのバランスの見極めが必要であり、設問は慎重に検討する必要がある。

（以上）

令和２年度第２回 独立行政法人農業者年金基金資金運用委員会 議事概要

１．開催日時

令和３年２月２２日（月）１５：００～１５：４２

２．開催場所

独立行政法人農業者年金基金 一般会議室

３．出席委員

・明田 雅昭 委員長 ・菅原 晴樹 委員 ・徳島 勝幸 委員 ・枇杷 高志 委員
（徳島委員及び枇杷委員はWEB会議システムにより出席）

４．議事

令和２年１１月実施資金運用に関するアンケート調査結果（報告）

５．概要

- ・令和２年１１月に実施した資金運用に関するアンケート調査結果及びその公表資料（案）について、事務局から説明を行った。
- ・調査結果の公表資料（案）は、概ね前回（平成２８年１１月実施）のアンケート調査結果に係る公表資料の構成を踏襲しており、その内容について大きく訂正を要する意見は出されなかった。
- ・また、今回、新たな試みとしてご意見欄を設けたが、その際個々の意見等の公表可能性については明記していなかったことから、寄せられた意見の内容に応じてカテゴリー分けし、その件数のみを公表する方針としたことについて説明し了承された。
- ・なお、委員から、読み手の見易さなどを踏まえ、公表資料（案）において問毎に挿入していた回答者に関する詳細資料等を分冊とする案が出され、委員会として、委員提案のとおり分冊とすることで意見が一致した。
- ・その他、委員からの主な意見は次のとおり。
 - ▶ 前年度がマイナス運用となったことや今後のコロナによる影響等を踏まえれば、ある程度の運用利回りは欲しいがリスクは増やしたくないという調査結果となっており、回答者によるばらつきはあるものの、平均的な意見としては、現在の基金の資

金運用で概ね違和感がないということではないかと考えられる。

- ▶ 寄せられた個々の意見等をみると、運用に関することに限らず、非常に幅広く多様なものとなっている。中には基金だけでは対応が困難な意見も見られるが、農業者年金制度についてのPR方法なども含め、業務の参考として活用することが望まれる。

(以上)

令和3年度第1回 独立行政法人農業者年金基金資金運用委員会 議事概要

1. 開催日時

令和3年6月21日（月）10:00～11:03

2. 開催場所

独立行政法人農業者年金基金 一般会議室

3. 出席委員

・明田 雅昭 委員長 ・菅原 晴樹 委員 ・徳島 勝幸 委員 ・枇杷 高志 委員

4. 議事

- (1) 令和2年度運用結果（報告）について
- (2) 令和2年度運用業務等の評価について
- (3) 政策アセットミックスの検証について
- (4) 政策アセットミックスの今後の方向性について
- (5) その他

5. 概要

○ 議事（1）、（2）

- ・事務局から、議事（1）についてポートフォリオ毎の運用結果を報告し、続いて議事（2）について各ポートフォリオについて概ねベンチマーク並みの運用結果となったこと、また、運用受託機関等の業務執行においても問題が無い旨説明し、了承された。
- ・なお、委員からは、議事（1）については、マーケット環境の記述について、加入者に分かりやすい表現にしてはどうかといった意見、議事（2）については、ファンドと複合ベンチマークとの比較方法について、分かり辛さや誤解が生じないような表記が必要との意見があった。

○ 議事（3）、（4）

- ・事務局から議事（3）及び議事（4）について説明を行った。
- ・議事（3）については、最新の経済・金融情勢を踏まえつつ、影響が大きいと考えられる米国の利上げ開始時期等を変えた2つのシナリオにより効率性を検証した。結果、検証時点におけるFRB（連邦準備制度理事会）の見通しに沿ったシナリオ1においては効率的フロンティアから乖離しているが、早期利上げを織り込みつつある一部の足下の市場予測を踏まえたシナリオ2において乖離は縮小しており、当基金において現実的な国内債券比率 $\geq 50\%$ の制約の下では、乖離はさらに縮小した。こうした結果を

踏まれば、現在の政策アセットミクスについて緊急に見直す必要はないと考えられること、併せて、①現在の政策アセットミクスが効率的か否かは、米国の利上げ時期に大きく影響を受けること、②株式の比率を上げた場合には、効率性がやや低下すること、③国内債券の代替としては外国債券が有効であることも確認した。

- ・ 議事（４）については、今般の検証を踏まえ、政策アセットミクスの「微調整（※）」は実施せず、次回の資金運用委員会において、米国の金融政策や市場動向等を踏まえて、政策アセットミクス変更の実施可否等について議論することとし、事務局において検討を進めることについて了承された。

（※）令和元年度第２回資金運用委員会（令和元年９月３０日開催）において、期待収益率の改善を目的とした当面の対応として、国内債券 65%、国内株式 15%、外国債券（ヘッジあり）５%、外国株式 15%とすることが了承されたが、新型コロナウイルスの世界的拡大等を背景とした市場の大幅な変動を受けて一旦保留としていたもの。

- ・ なお、委員からの主な意見は次のとおり。
 - ▶ 昨年度に実施した加入者アンケートの結果によれば、加入者はリスクを抑えてほしいという意向が強いことから、現実問題として、国内債券の保有割合を現在の水準から大きく引き下げることは難しいのではないか。そう考えれば、当基金が採りうる現実的なポートフォリオは効率的フロンティアからそれほど乖離していないとも言えるのではないか。
 - ▶ 今後の検討に用いる経済金融シナリオについては、米国の金融政策や市場動向等のインパクトが他の市場や個別資産に与える影響の連関を見据えた議論が必要ではないか。
 - ▶ 今後の方向性について異論はないが、政策アセットミクスの期待リターン水準について、昨年実施した加入者アンケートの結果を踏まえた議論が必要ではないか。
 - ▶ 今後の方向性に違和感はないが、政策アセットミクスを大きく変更する場合には、加入者への丁寧な説明が必要になるので、留意して頂きたい。

（以上）

令和３年度第２回 独立行政法人農業者年金基金資金運用委員会 議事概要

1. 開催日時

令和４年２月１８日（金）１５：００～１６：０５

2. 開催場所

Ｗｅｂ会議システム（事務局は独立行政法人農業者年金基金特別会議室から説明）

3. 出席委員

・明田 雅昭 委員長 ・菅原 晴樹 委員 ・徳島 勝幸 委員 ・枇杷 高志 委員

（全委員がＷｅｂ会議システムによる出席）

4. 議事

（１）報告事項

外国債券ベンチマークへの中国国債組入れに係る対応について（報告）

（２）審議事項

被保険者ポートフォリオにおける政策アセットミクスの変更について

5. 概要

（１）外国債券ベンチマークへの中国国債組入れに係る対応について（報告）

中国国債のベンチマークへの組入れが36か月にわたり段階的に行われること、及び現時点における制度面を含む流動性の観点から、中国国債への投資は当面見送ることが事務局から報告された。

〔委員からの主な意見等〕

当面の対応として違和感はない。今後、トラッキングエラーの推移や中国国債を巡る制度的な環境変化等をモニタリングしていく必要がある。

（２）被保険者ポートフォリオにおける政策アセットミクスの変更について

令和３年度第１回資金運用委員会（令和３年６月開催）での議論やその後の主要国の金融政策の変化等を踏まえ、事務局から国内債券56%、国内株式12%、為替ヘッジ有り外国債券20%、外国株式12%に変更することが提案され、加入者からの理解を得られるよう努めることを前提に、了承された。

〔委員からの主な意見等〕

- ① 大きな方向性に違和感はないが、加入者の得心という点で、為替ヘッジ有り外国債券の投資対象が相対的に信用力の高い国債のみで構成されており優良なものであるというだけではなく、加入者にとってよりわかりやすい説明となるよう工夫

が必要である。

② 最終的な結論に異論はないが、次のとおり注意すべき点がある。

- ・ 今般の政策アセットミクスの変更については、国内株式及び外国株式の保有割合がいずれも12%であるが、所謂ホームカンントリーバイアスがかかった状態であり、これらの割合について今後検討していく必要がある。
- ・ 為替ヘッジ有り外国債券の保有割合の引上げに伴う運用の効率性の改善については、相関に依るものであることに留意する必要がある。
- ・ 現在、日本銀行の金融政策を受けて暫定的に行っている国内債券のバーベル運用については、年限構成がベンチマーク（野村BPI総合）と異なることから、そのパフォーマンスは今後の金融政策等に大きく影響を受けることとなる。今後の政策アセットミクスにおいてもバーベル運用を継続するか、ベンチマークを前提とするかについては検討が必要であると考ええる。

〔資金運用委員会委員長による議論の整理（まとめ）〕

- まず、令和3年度第1回資金運用委員会（令和3年6月開催）において、国内債券の代替としては為替ヘッジ有り外国債券が有効であること、内外株式の保有割合の引上げを行った場合には運用の効率性が低下すること等を確認し、次回の資金運用委員会においては、政策アセットミクス変更の実施可否を議論することとした。
- このため、本日の当委員会開催に当たり、事務局においては直近の主要国における金融政策や市場動向等を踏まえた金融経済シナリオを複数用いてシミュレーションを行った。その結果、いずれのシナリオにおいても、令和3年度第1回資金運用委員会の検証結果同様、国内債券の保有割合の引下げ及び為替ヘッジ有り外国債券の保有割合の引上げにより、運用の効率性が改善することを確認した。
- その一方、昨年度に実施した加入者アンケートの結果によれば、回答者の半数近くが現在よりもリスクの抑制を期待していることなどから、現実的な対応としては、国内債券は50%以上を保有し、為替ヘッジ有り外国債券の保有割合は20%程度とすることについては妥当なものと考ええる。
- 本日の審議を踏まえ、当委員会としては、被保険者ポートフォリオにおける政策アセットミクスの変更について、事務局からの提案のとおり了承する。
- なお、政策アセットミクスの変更に伴う資産の入替えについては、主務大臣からの変更認可を前提に、令和4年度第1四半期を目途に実施することを併せて了承する。

（以上）

令和４年度第１回 独立行政法人農業者年金基金資金運用委員会 議事概要

１．開催日時

令和４年６月１３日（月） １３：３０～１４：４０

２．開催場所

独立行政法人農業者年金基金 特別会議室

３．出席委員

・明田 雅昭 委員長 ・菅原 晴樹 委員 ・徳島 勝幸 委員 ・枇杷 高志 委員

４．議事

- （１）被保険者ポートフォリオの政策アセットミクスの変更について（報告）
- （２）令和３年度運用結果について（報告）
- （３）令和３年度運用業務等の評価について
- （４）政策アセットミクスの検証について
- （５）その他

５．概要

- （１）被保険者ポートフォリオの政策アセットミクスの変更について（報告）

令和３年度第２回資金運用委員会において了承された被保険者ポートフォリオの政策アセットミクスの変更に係るオペレーションの状況について、事務局から報告を行った。

- （２）令和３年度運用結果（報告）及び令和３年度運用業務等の評価について

令和３年度通期における各ポートフォリオの運用結果を報告の上、各ポートフォリオがベンチマーク並みの収益率をあげており、運用受託機関等の業務執行等においても問題がないことを事務局から説明し、了承された。

- （３）政策アセットミクスの検証について

最新の金融経済情勢を踏まえ、新たな政策アセットミクスにおける運用の効率性の検証を行い、現行の政策アセットミクスは効率的フロンティアの近傍に位置しており、効率性は維持されていることを確認した。

ただし、インフレ圧力の高まりなどにより金融経済見通しの不確実性が高まっていることに加えて、効率的フロンティアの導出に係る制約によっては乖離する可能

性がある点についても確認した。

〔委員からの主な意見等〕

- ① 足元の金融経済環境については、前回の金融経済シナリオと比べて大きく変わっているようにも思われるが、基金はあくまでも中長期的な観点で運用していることを踏まえれば、政策アセットミクスを再度変える必要があるほどの変化ではないと考える。
- ② 国内債券におけるバーベル型運用については、キャリーロールダウン効果が得られているものの、金利が大きく変動した場合は収益率が野村 BPI 総合に比べてマイナスに振れた令和3年度運用実績も踏まえ、バーベル型運用の継続可否について検討する必要があると考える。
- ③ 今般の政策アセットミクスの変更に伴い、為替ヘッジ有り外国債券の保有割合を20%に引き上げたところであるが、今後の政策アセットミクスの検討においては、乖離許容幅についても議論してはどうか。
- ④ 現在の政策アセットミクスにおいては、国内株式と外国株式を12%ずつ保有しているが、今回の検証の前提の下で効率性だけでみれば、国内株式の保有割合を引き下げることが合理的といえるとも考えられる。今後の中長期的な検討課題として、これらの保有割合について検討してはどうか。

(以上)

平成26年9月18日制定
平成29年11月30日一部改定
令和2年9月16日一部改定
独立行政法人農業者年金基金

スチュワードシップ責任を果たすための方針

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、独立行政法人農業者年金基金法に基づき、加入された農業者の年金資産を安全かつ効率的に管理・運用しています。

基金は、「資産保有者としての機関投資家」（以下、「アセットオーナー」という。）として、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受け入れることを表明します。

【原則1】

基金は、「アセットオーナー」として、スチュワードシップ責任を果たすため、運用受託機関を通じて投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す活動を行います。その際にはESG（環境・社会・ガバナンス）についても考慮します。これにより、加入者である農業者の中長期的な投資リターンの拡大を図るとともに、ひいては、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上、さらには、持続的な経済・社会・環境の形成に資するよう努めます。

このため、基金は、議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関し、運用受託機関に求める事項を本方針で定めるとともに、運用受託機関の選定に際してもこれを運用受託機関に示すこととし、運用受託機関において実効的なスチュワードシップ活動が行われることを求めます。

また、基金は、スチュワードシップ責任を果たす観点から、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の取組状況について、運用受託機関の自己評価なども活用しながら、運用受託機関と投資先企業の間で行われる対話の質の向上に着目したモニタリングを行います。

【原則2】

基金は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反の管理を運用受託機関を通じて行います。

このため、基金は、運用受託機関に対して、利益相反を実効的に管理するための方針の策定・公表や、独立した取締役会の設置等の利益相反を防止するための体制・仕組みの構築、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会の設置などのガバナンス体制の整備・公表等の対応を実施し、適切な利益相反管理を行うことを求めます。

【原則 3】

基金は、運用受託機関を通じて投資先企業の状況を的確に把握するため、運用受託機関に対して適時報告することを求めます。その際、運用受託機関には、業績等の財務情報に加えて、ガバナンスや企業戦略、ESG 関連情報等の投資先企業の持続的成長に関連の深い非財務情報の的確な把握に努めるよう求めます。

【原則 4】

基金は、投資先企業との対話、投資先企業との認識の共有化及び問題の改善のための活動を運用受託機関を通じて行います。

このため、基金は、運用受託機関に対して、投資先企業と中長期的な視点に立った質を重視した対話を行い、その内容について基金に適時報告することを求めます。

また、サステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的持続可能性）を巡る課題に関する対話に当たっては、当基金の運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識することを求めます。

加えて、基金は、運用受託機関の選定時や、毎年実施している運用受託機関の評価時など、必要な機会を捉えてヒアリングを行い、投資先企業の状況の把握、投資先企業との対話などの実施状況を把握し、運用受託機関に対してエンゲージメントを行います。

【原則 5】

基金は、議決権行使を運用受託機関を通じて行います。

このため、基金は、運用受託機関に対して、議決権行使に関する方針の基金への提出及び公表を求めるとともに、議決権行使の結果について、個別の投資先企業及び議案ごとに公表するよう求めます。

また、外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず理由を公表するよう求めます。

さらに、運用受託機関が議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、当該議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法についても公表するよう求めます。

なお、基金は、運用受託機関の議決権行使に当たっては、中長期的な視点から株主価値の向上ひいては加入者である農業者の利益の増大に寄与するよう求めます。

【原則 6】

基金は、スチュワードシップ責任を果たすための方針とその実施状況について定期的にホームページで公表します。

【原則 7】

基金は、運用受託機関との対話等を通じて関連する情報を収集し、スチュワードシップ活動を適切に行うための判断能力等の実力を備えていくこととします。

また、運用受託機関に対し、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を自己評価し、投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表することを求めます。

スチュワードシップ責任を果たすための方針の実施状況について

独立行政法人農業者年金基金（以下「当基金」という。）は、平成26年9月に、「資産保有者としての機関投資家」（以下「アセットオーナー」という。）として、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れることを表明するとともに、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（以下「方針」という。）を策定・公表しました。

当基金では、この方針に基づき、スチュワードシップ活動の実施状況をホームページで公表することとしています。

今般、令和2年7月から令和3年6月までの当基金の実施状況を取りまとめましたので、次のとおり公表します。

1. 当基金における実施状況

当基金では、運用受託機関を通じてスチュワードシップ活動を実施しているため、運用受託機関に対して当基金の方針に則した対応を求めています。

あわせて、運用受託機関に対して「企業との対話」（以下「エンゲージメント」という。）や「株主議決権行使状況」などの対応方針やその実施状況の報告を求め、運用受託機関における対応方針や活動状況が当基金の方針に則した対応となっているかについて確認することとしています。

このため、運用受託機関とのミーティング等を通じて確認を行っており、令和2年7月から令和3年6月までの運用受託機関における対応は、以下のとおり、当基金の方針に則したものでした。

（1）対応方針

運用受託機関でも、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、自らの対応方針を定めています。この方針の内容は、本コードの趣旨に沿うものであり、これは当基金の方針に則したものでした。

（2）スチュワードシップ活動の実施状況

運用受託機関では、明確な方針によるエンゲージメントの実施や株主議決権行使等を通じて投資先企業の企業価値向上等に取り組んでおり、これは当基金の方針に則したものでした。（具体的な内容は、「2.」に記載しています。）また、運用受託機関に対して、引き続き当基金の方針に則して実施するよう指示しました。

さらに、当基金としても、運用受託機関からのヒアリング及び運用受託機関の自己評価などの活用により、投資先企業の情報収集に努めるとともに、運用受託機関と投資先企業の間で行われる対話の質の向上に着目したモニタリングを行いました。

2. 運用受託機関における実施状況

令和2年7月から令和3年6月までの運用受託機関におけるエンゲージメントや株主議決権行使状況などの実施状況のうち、当基金に関連するものとしては、以下のとおりです。

(1) 対応方針

運用受託機関では、日本版スチュワードシップ・コードの趣旨に賛同し、これを受け入れており、本コードの趣旨を踏まえ、自らの対応方針を定めています。

また、当該対応方針に基づき、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的として、企業とのエンゲージメントや株主議決権行使等を行っていました。

(2) スチュワードシップ活動の推進体制

運用受託機関では、責任投資の専門部署を設置し、議決権行使・エンゲージメント活動全般の高度化を図っていました。

具体的には、特に重要とされる利益相反を実効的に管理するため、「責任投資委員会」が議決権行使をはじめとしたスチュワードシップ活動全般を統括するとともに、利益相反の適切な管理に努めていました。

親会社、利益相反の観点で最も重要な会社の議案については、独立した第三者である議決権行使助言会社にガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める「議決権行使諮問会議」に諮問し、「責任投資委員会」にて審議した上で行使判断を行っていました。さらに、その行使結果については、取締役会及び監査等委員会に報告することによって、モニタリングする態勢を構築していました。

運用受託機関では、こうした体制のもと、スチュワードシップ活動の一層の推進に努めていました。

(3) エンゲージメントの事例

運用受託機関では、重点企業を選定し、それぞれの企業に対して的確なESG課題を設定したうえで、各社の取組みをきめ細かくマイルストーン（スケジュール管理において、進捗の目安とする重要な節目）で管理することにより、効果的なエンゲージメントを行っていました。対話目的(①～④)ごとの具体的な事例としては、次のとおりでした。

① 環境

水産大手メーカーに対し、サステナブル・シーフードの取扱高の拡大及びより積極的な情報発信を促した。水産庁や小売り大手等とのエンゲージメントも強化していく予定。

② 社会

働き方改革が求められているゼネコンに対し、労働環境の改善、生産性向上に向けた取組みの進捗についてエンゲージメントをした。工期設定について発注元であるデベロッパーからの理解も得られてきていることを確認。

③ ガバナンス

ガバナンス体制強化が遅れている企業に対し、運用受託機関の議決権行使結果をフィードバックするとともに、今後の議決権行使の考え方を共有し、更なるガバナンス体制強化を促した。

④ ESG

医療機器大手メーカーに対し、CSR 調達の体制整備等取組み強化についてエンゲージメントした。欧米では、CSR 調達に対する病院からの要請も高まってきている模様。

(4) 国内外株式に関する株主議決権行使結果

運用受託機関では、社会の資源が最適に配分されることを促すことで、経済・社会の健全な発展に貢献することを目的として、株主議決権行使の基本方針等を定め、ホームページで公表していました。

そして、議決権行使の結果について、個別の投資先企業及び議案ごとに公表していました。

また、利益相反が疑われる事案等、重要と判断される議案については、賛否を問わず理由を公表していました。

さらに、議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法について公表していました。議決権行使の結果については、別紙（「国内株式に関する議決権行使結果」）のとおりです。

なお、国内株式と同様に、運用を委託している外国株式の株主議決権行使状況についても参考として掲載しています。

3. 当基金の取組み

令和2年3月に日本版スチュワードシップ・コードが再改訂されたことに伴い、令和2年9月、基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を、再改定しました。

当基金では、今後も引き続き、運用受託機関に対するヒアリング等を通じ、運用受託機関によるスチュワードシップ活動の実施状況を把握するとともに、当基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に則して実効的な活動が行われるよう求めます。

また、「アセットオーナー」として運用受託機関との対話を通じた情報収集などにより、スチュワードシップ活動のモニタリングを適切に行えるよう努めます。

さらに、運用受託機関を通じたスチュワードシップ活動ではありませんが、自家運用において ESG 債の購入を行いました。これは、令和 2 年 3 月の日本版スチュワードシップ・コード再改訂に伴いスチュワードシップ責任の定義に加わった「サステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的持続可能性）に関する課題の考慮」とも合致しています。

これら当基金としての実施状況をホームページで公表し、こうした活動を通じ、加入者である農業者の中長期的な投資リターンの拡大を図るとともに、ひいては、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上、さらには、持続的な経済・社会・環境の形成に資するよう、スチュワードシップ責任を果たします。

(別紙)

国内株式に関する議決権行使結果

1. 議決権行使の対象 令和2年7月～令和3年6月分総会
(令和2年度中に決算が行われた企業等・子議案ベースでの集計)
2. 議案数 21,445件 うち会社提案 21,274件 株主提案 171件
賛成数 18,380件 うち会社提案 18,361件 株主提案 19件
反対数 3,065件 うち会社提案 2,913件 株主提案 152件
棄権 0件
白紙委任 0件
3. 議案別行使状況(議案数の内訳)

単位:件数

議案		総計	会社提案					株主提案				
			計	賛成	反対	棄権	白紙委任	計	賛成	反対	棄権	白紙委任
会社機関に関する議案	取締役の選解任	16,629	16,582	14,143	2,439	0	0	47	3	44	0	0
	監査役の選解任	1,621	1,619	1,389	230	0	0	2	2	0	0	0
	会計監査人の選解任	57	57	57	0	0	0	0	0	0	0	0
役員報酬に関する議案	役員報酬(*1)	918	915	852	63	0	0	3	1	2	0	0
	退任役員の退職慰労金の支給	114	114	0	114	0	0	0	0	0	0	0
資本政策に関する議案(定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,384	1,373	1,370	3	0	0	11	0	11	0	0
	組織再編関連(*2)	54	54	54	0	0	0	0	0	0	0	0
	買収防衛策の導入・更新・廃止	54	53	1	52	0	0	1	1	0	0	0
	その他 資本政策に関する議案(*3)	60	55	53	2	0	0	5	0	5	0	0
定款に関する議案		549	448	440	8	0	0	101	12	89	0	0
その他の議案		5	4	2	2	0	0	1	0	1	0	0
合計		21,445	21,274	18,361	2,913	0	0	171	19	152	0	0

(*1) 役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(*2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(*3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

(参考)

外国株式に関する議決権行使結果

1. 議決権行使の対象 令和2年7月～令和3年6月分総会

(令和2年度中に決算が行われた企業等・子議案ベースでの集計)

2. 議案数	8,673 件	うち会社提案	8,279 件	株主提案	394 件
賛成数	8,172 件	うち会社提案	7,902 件	株主提案	270 件
反対数	501 件	うち会社提案	377 件	株主提案	124 件
棄権	0 件	うち会社提案	0 件	株主提案	0 件
白紙委任	0 件				

3. 議案別行使状況 (議案数の内訳)

単位: 件数

議案		総計	会社提案					株主提案				
			計	賛成	反対	棄権	白紙委任	計	賛成	反対	棄権	白紙委任
会社機関に関する議案	取締役の選解任	6,411	6,399	6,140	259	0	0	12	12	0	0	0
	監査役の選解任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計監査人の選解任	696	696	695	1	0	0	0	0	0	0	0
役員報酬に関する議案	役員報酬(*1)	881	859	754	105	0	0	22	8	14	0	0
	退任役員の退職慰労金の支給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
	組織再編関連(*2)	70	70	68	2	0	0	0	0	0	0	0
	買収防衛策の導入・更新・廃止	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 資本政策に関する議案(*3)	21	21	20	1	0	0	0	0	0	0	0
定款に関する議案		57	27	25	2	0	0	30	28	2	0	0
その他の議案		526	196	189	7	0	0	330	222	108	0	0
合計		8,673	8,279	7,902	377	0	0	394	270	124	0	0

(*1) 役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(*2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(*3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

令和3年5月28日

独立行政法人農業者年金基金（理事長 西恵正）は、このたび、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発行したサステナビリティボンド（以下「本債券」といいます。）を取得しました。

※ 「サステナビリティボンド」とは、調達資金の用途が、①環境改善効果があること（グリーン性）および、②社会的課題の解決に資するものであること（ソーシャル性）の双方を有する債券です。

本債券発行による調達資金は、「鉄道建設プロジェクト」のファイナンスやリファイナンスに充当される予定であり、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するとともに、環境負荷の軽減や流通の効率化が期待されます。

当基金は、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（平成26年9月18日制定）のもと、ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮の上、運用受託機関を通じて投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す活動を行ってきました。

今後とも、こうした活動を通じて、農業の持続的な発展に資するとともに、加入者の皆様の老後の生活の安定及び福祉の向上に努めてまいります。

取得した債券 （概要）	第146回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 （格付 R&I：AA+、ムーディーズ：A1）
発行総額	100億円
年限	10年
発行日	令和3年5月28日

（照会先）

資金部企画課 菅原、内村、小川
TEL：03-3502-3898

令和4年1月31日

独立行政法人農業者年金基金（理事長 西恵正）は、このたび、東日本高速道路株式会社が発行したソーシャルボンド（以下「本債券」といいます。）を取得しました。

※「ソーシャルボンド」とは、社会的課題の解決に資する事業に充当することを調達資金の使途とする債券です。

本債券発行による調達資金は、高速道路の建設・更新事業を通じて、地域活性化・災害対策・交通安全の推進・環境保全などといった観点から、社会的課題の解決に役立てられます。

当基金は、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（平成26年9月18日制定）のもと、ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮の上、運用受託機関を通じて投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す活動を行ってきました。

今後とも、こうした活動を通じて、農業の持続的な発展に資するとともに、加入者の皆様の老後の生活の安定及び福祉の向上に努めてまいります。

取得した債券 （概要）	東日本高速道路株式会社第91回社債 （格付 R&I：AA+、JCR：AAA、ムーディーズ：A1）
債券の発行総額	300億円
年 限	10年
発 行 日	令和4年1月31日

（照会先）
資金部企画課 菅原、内村、小川
TEL：03-3502-3898

3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供 の充実

加入推進目標の達成状況の算出について

①加入推進目標の達成状況（20歳以上39歳以下の若い農業者）

		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
中期目標 (20歳以上39歳以下の若い農業者)	被保険者割合 (29年度20.1%)	21%	22%	23%	24%	25%
	増加割合	+1%	+1%	+1%	+1%	+1%
実績	被保険者割合	21.2%	21.8%	22.2%	22.1%	
	増加割合	+1.1% (20.1%→21.2%)	+0.6% (21.2%→21.8%)	+0.4% (21.8%→22.2%)	-0.1% (22.2%→22.1%)	
被保険者（分子）	(29年度) 14,233人	14,050人 【98.7%】	13,615人 【95.7%】	13,235人 【93.0%】	12,570人 【88.3%】	
基幹的農業従事者数（分母） (20歳～39歳)	(29年度) 70,687人	66,398人 【93.9%】	62,328人（推計） 【88.2%】	59,615人（推計） 【84.3%】	56,902人（推計） 【80.5%】	

【 】内は、29年度に対する割合

②加入推進目標の達成状況（女性農業者）

		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
中期目標 (女性農業者)	被保険者割合 (29年度9.3%)	10.4%	12.5%	14.1%	15.7%	17% 〈17.3%〉
	増加割合	+1.6%	+1.6%	+1.6%	+1.6%	+1.6%
実績	被保険者割合	10.5%	12.7%	14.9%	17.9%	
	増加割合	+1.2% (9.3%→10.5%)	+2.2% (10.5%→12.7%)	+2.2% (12.7%→14.9%)	+3.0% (14.9%→17.9%)	
被保険者（分子）	(29年度) 10,145人	10,403人 【102.5%】	10,638人 【104.9%】	10,841人 【106.9%】	10,988人 【108.3%】	
基幹的農業従事者数（分母） (20歳～59歳)	(29年度) 108,810人	99,548人 【91.5%】	84,032人（推計） 【77.2%】	72,610人（推計） 【66.7%】	61,188人（推計） 【56.2%】	

【 】内は、29年度に対する割合

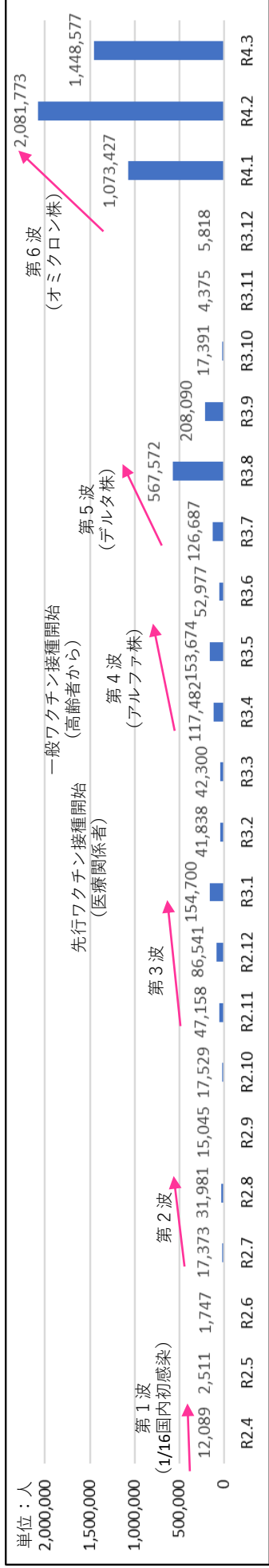
新規加入者数の推移（男女別、年齢別）

（単位：人）

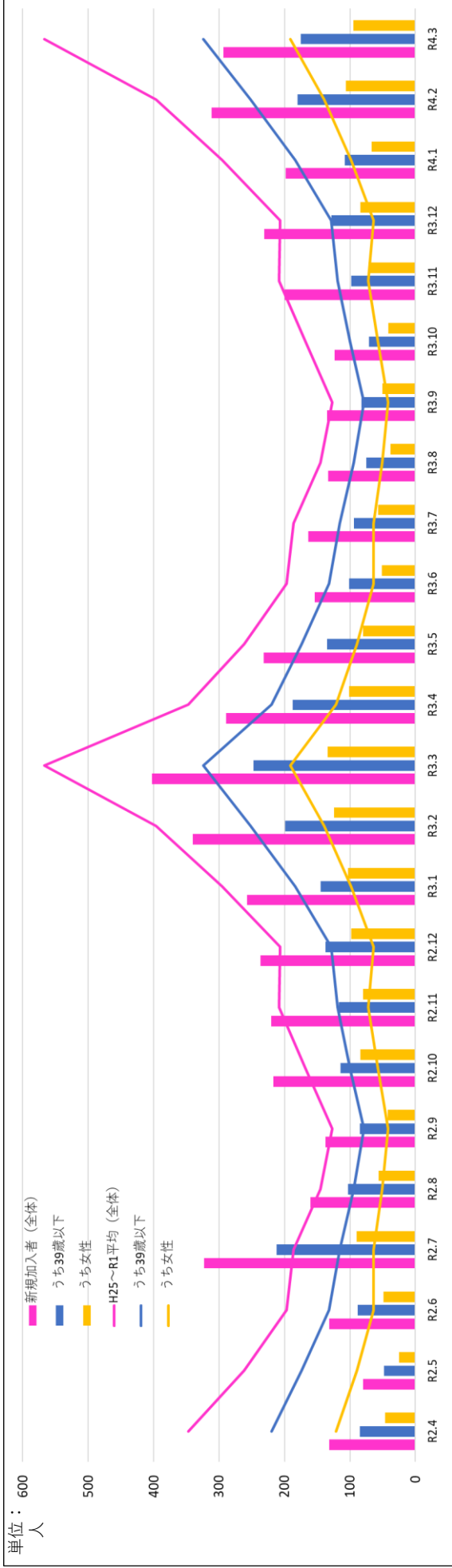
年度	男女別	計	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	平均年齢
平成29年度	男	2, 217 (66.6%)	554 (25.0%)	990 (44.7%)	468 (21.1%)	205 (9.2%)	37. 8
	女	1, 110 (33.4%)	98 (8.8%)	436 (39.3%)	313 (28.2%)	263 (23.7%)	
	合計	3, 327 (100%)	652 (19.6%)	1, 426 (42.9%)	781 (23.5%)	468 (14.1%)	
平成30年度	男	2, 088 (67.3%)	484 (23.2%)	939 (45.0%)	469 (22.5%)	196 (9.4%)	38. 3
	女	1, 014 (32.7%)	102 (10.1%)	415 (40.9%)	290 (28.6%)	207 (20.4%)	
	合計	3, 102 (100%)	586 (18.9%)	1, 354 (43.6%)	759 (24.5%)	403 (13.0%)	
令和元年度	男	1, 828 (65.1%)	432 (23.6%)	802 (43.9%)	405 (22.2%)	189 (10.3%)	38. 0
	女	980 (34.9%)	77 (7.9%)	394 (40.2%)	307 (31.3%)	202 (20.6%)	
	合計	2, 808 (100%)	509 (18.1%)	1, 196 (42.6%)	712 (25.4%)	391 (13.9%)	
令和２年度	男	1, 700 (64.7%)	391 (23.0%)	713 (41.9%)	419 (24.6%)	177 (10.4%)	38. 1
	女	926 (35.3%)	84 (9.1%)	385 (41.6%)	288 (31.1%)	169 (18.3%)	
	合計	2, 626 (100%)	475 (18.1%)	1, 098 (41.8%)	707 (26.9%)	346 (13.2%)	
令和３年度	男	1, 617 (65.8%)	409 (25.3%)	609 (37.7%)	414 (25.6%)	185 (11.4%)	38. 2
	女	839 (34.2%)	90 (10.7%)	321 (38.3%)	261 (31.1%)	167 (19.9%)	
	合計	2, 456 (100%)	499 (20.3%)	930 (37.9%)	675 (27.5%)	352 (14.3%)	

※四捨五入しているため割合の合計が100%にならない場合がある。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数と農業者数の新規加入者数の推移について



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
緊急事態宣言等の期間	緊急事態宣言 (4/7～5/25) 緊急事態宣言 (1/8～3/21) 緊急事態宣言 (4/25～9/30) まんえん防止等重点措置 (4/5～9/30) まん防措置 (1/9～3/21)											



	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R210	R211	R212	R31	R32	R33	R34	R35	R36	R37	R38	R39	R310	R311	R312	R41	R42	R43
新規加入者（全体）	132	80	132	323	160	137	217	220	237	257	340	402	289	232	154	164	133	135	123	200	231	198	311	293
うち39歳以下	85	48	88	212	103	85	114	117	137	145	199	247	187	135	101	94	75	82	71	98	128	108	180	175
うち女性	46	25	49	90	56	42	84	80	98	103	124	134	101	80	51	57	38	50	41	72	84	67	106	95
H25-R1平均（全体）	347	262	197	196	145	127	168	208	207	295	396	567	347	262	197	186	145	127	168	208	207	295	396	567
うち39歳以下	220	174	132	116	94	79	100	119	129	184	252	324	220	174	132	116	94	79	100	119	129	184	252	324
うち女性	121	89	64	64	51	42	57	72	64	98	139	191	121	89	64	64	51	42	57	72	64	98	139	191

令和３年度における農業者年金加入推進の取組方針

(令和３年４月１日付 ３独農年企第２号)
(同年１０月１日一部変更 ３独農年企第９０号)

I 加入推進の目標設定と加入推進状況

1 第４期中期目標・中期計画の目標

第４期中期目標(平成３０年度～令和４年度)においては、農林水産大臣より、農業者年金が政策年金であることを踏まえ、若い農業者の加入の拡大に向け、中期目標期間終了時まで、２０歳以上３９歳以下の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合を２５％に拡大するとともに、中期目標期間終了時まで、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を１７％に拡大するとの目標が示されたところであり、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、第４期中期計画において、当該目標の達成を目指して新規加入に取り組む旨定めたところである。

2 新規加入者数の目標設定

第４期中期目標・中期計画の目標及び農業者の老後生活の安定を図るという制度の目的を踏まえ、基金は、業務受託機関との協議の上、第４期中期目標期間においては、平成３０年度から令和２年度までの前期３年間のスローガンを「加入者累計１３万人早期達成３カ年運動」、令和３年度、４年度の後期２カ年間のスローガンを「加入者累計１３万人早期突破及び中期目標達成２カ年運動」として、年度毎に、若い農業者や女性農業者等の新規加入者数の目標を設定し、農業委員会組織、ＪＡグループとともに、加入推進活動に取り組んできたところである。

その結果、毎年、複数の道県が目標を達成する等の成果を上げ、令和３年７月末には、加入者累計が１３０，１５７人となり、スローガンに掲げた１３万人を達成した。

しかしながら、この１３万人は、農業者年金への加入推進における一つの通過点であり、さらに加入推進の取組を強化し、若い農業者や女性農業者をはじめとして、より多くの農業者に対して農業者年金を周知し、加入者数を増やしていくことが必要である。

このため、基金、農業委員会組織、ＪＡグループが相互に連携して、令和４年度末を期限とする第４期中期目標で示された目標の確実な達成を図るとともに、新たなステージとして、令和３年度以降、早期に加入者累計１５万人を達成することを目指す観点から、

- ・スローガンを「加入者累計１５万人早期達成に向けた加入推進強化運動」とし、

- ・毎年度の目標を、２０歳以上３９歳以下の毎年の新規加入者数２，４００人及び女性農業者の毎年の新規加入者数１，０００人を含め、新規加入者数を３

800人として設定し、

当該目標の実現に向け、基金、農業委員会組織、JAグループは、相互に連携して、加入推進活動の強化に精力的に取り組むこととする。

なお、スローガン及び毎年度の目標のあり方については、加入推進活動の状況や次期中期目標等を踏まえて、必要に応じて見直すこととする。

3 加入推進状況と主要課題

(1) 基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合

20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合は、平成30年度の21.2%から令和3年2月末の22.3%(推計値)へ、また、60歳未満の女性の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合は、平成30年度の10.5%から令和3年2月末の15.7%(推計値)へ、それぞれ増加しているが、第4期中期目標で示された目標(前者は25%、後者は17%)に比べると、依然として低い水準にある。

(2) 政策支援の加入状況

平成30年度における保険料の国庫補助を受ける政策支援加入者のうち、区分1(認定農業者で青色申告者)に該当する者は4,942人となっている。平成30年度における39歳以下の認定農業者数(12,610経営体)に青色申告者の想定割合31.6%(平成27年の販売農家133万戸のうち青色申告を行うものは42万戸)を乗じた3,985経営体と比べると、区分1のカバレッジは相当の水準を確保できていると考えられる。

一方、区分2(認定新規就農者で青色申告者)に該当する者は435人であるが、平成30年度における45歳未満で非法人の認定新規就農者(8,484経営体)に青色申告者の想定割合(31.6%)を乗じた2,680経営体と比べると、相当の格差があり、区分2の対象者への新規加入に向けた一層の働きかけを行うことが必要となっている。

(3) 農業者への制度の普及・浸透状況

令和元年度の新規加入者に対するアンケート調査結果では、農業者年金に加入する前に農業者年金を「ほとんど知らなかった」又は「全く知らなかった」との回答者は60%を占めており、世代別には若くなるほど、その割合が増大していく傾向にある。加入推進活動の第一歩は、農業者年金(制度)を理解してもらうことにあり、農業者に対する制度の普及・浸透をこれまで以上に図っていくことが重要な課題となっている。

また、農業者年金への加入のきっかけについては、「農業委員会やJAの関係者による戸別訪問」(44%)が最も多く、次いで「家族からの勧め」(32%)、の順となっている。

農業者年金(制度)の普及に際しては、加入対象者のみならず、親や配偶者の理解が重要であることに加え、各種の広報媒体の活用とともに、戸別訪問による加入推進が有効であることが窺える。

(4) 加入推進を行う者による農業者年金制度の理解

各県の加入推進者のヒアリング等によると、「自分達の農業者年金制度の理解が十分でないことから、加入推進に向けた農業者への説明が難しい」等の意見が示されている。

加入推進の担当者は、農業者年金制度の内容を十分に理解し、自信を持って地域の農業者に説明できることが必要不可欠である。このため、加入推進部長をはじめ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA 関係者、農業委員の OB、JA 役員等、JA 役員等の OB、農業者年金受給者等組織（以下、「年金協議会」という。）役員、都道府県の普及指導センターや農業大学校の OB、その他行政機関の OB 等の加入推進を担当する関係者は、研修会等の場を活用しつつ、農業者年金制度への理解を深めるとともに、分かりやすい制度の説明の仕方を習得することが重要な課題となっている。

(5) 新規加入実績の都道府県格差、市町村・JA 格差

新規加入者の実績については、毎年、市町村や JA の間で大きな格差が生じている。基金の分析（※）では、新規加入者の実績が多い市町村・JA においては、加入推進部長の積極的な指導活動の下、加入推進活動計画に基づき加入推進名簿を整備・更新し、加入推進対策会議等で定期的に活動計画の進捗状況等を関係者で共有・確認し、戸別訪問や説明会等を積極的に行っている。また、農業委員会と JA の連携がよくとれているところは、加入実績も多いという傾向がある。

一方、新規加入者の実績が少ない市町村・JA においては、加入推進活動計画の策定や加入推進名簿の整備・更新、加入推進対策会議による計画の管理・検証といった加入推進に向けた基本的な活動ができていないことが多い。

このような中、都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会（以下、「都道府県段階の業務受託機関」という。）の一部では、市町村農業委員会及び農業協同組合（以下、「市町村段階の業務受託機関」という。）の取組の点検・助言、巡回指導とその後の具体的なフォローアップ等を丁寧に行い、市町村格差是正や県全体の実績の向上に結びつけている。

このように、都道府県段階の業務受託機関による市町村段階の業務受託機関への助言・指導と活動のフォローアップを行うことは、加入推進活動を計画的に進めていく上で極めて重要であり、この取組を一層強化していく必要がある。
※平成 27 年度～令和元年度の業務指導等事業の実績報告書及び業務委託手数料実績報告書等を基に分析した結果

Ⅱ 加入推進の基本方針と重点的対象

1 加入推進の基本方針

(1) 目標

I の「加入推進の目標設定と加入推進状況」を踏まえ、「加入者累計 15 万人早期達成に向けた加入推進強化運動」をスローガンとして、20 歳以上 39 歳以下の毎年の新規加入者数 2, 400 人及び女性農業者の毎年の新規加入者数 1, 000 人を含め、毎年の新規加入者数を 3, 800 人とする目標

の達成を目指し、関係者が一丸となって取り組むことにより、第4期中期目標で示された目標の確実な達成を図るとともに、令和3年度以降、早期に加入者累計15万人を達成することを目指すこととする。

(2) 加入推進上の主要課題への基本的な対応方針

Iの3の「加入推進状況と主要課題」を踏まえ、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関は、関係機関・団体と基金との間の緊密な連携を図りつつ、以下の対応に計画的に取り組むこととする。

その際、加入推進に取り組む者は、農業者年金の6つのメリット(注)を中核とする制度の意義と農業者への農業者年金の必要性についての理解の深化に努めることとする。

また、加入資格がありながら、或いは、政策支援を受けられる可能性がありながら、制度の内容を知らなかったため加入しなかったという農業者の解消に向けて、基金等の関係機関・団体が一丸となり取り組むこととする。

- ① 研修会の活用・充実等を通じた加入推進関係者の制度の理解と学習
- ② 加入推進部長の設置と活動展開、加入推進体制の整備
- ③ 加入推進名簿の整備計画、加入推進対策会議の実施計画等の「加入推進活動計画」の策定とその着実な実施
- ④ 加入推進名簿に基づく戸別訪問を中心とした加入対象者への働きかけ
- ⑤ 様々な広報媒体を活用した効果的なPR活動の展開
- ⑥ 農業委員会とJAとの連携の強化、JAの営農指導、TAC・LA等との連携
- ⑦ 加入推進への協力組織・協力者の拡大、年金協議会・青年組織・女性組織等との連携
- ⑧ 市町村の関係部局、普及指導センターや農業大学校等の都道府県段階の農業関係機関、農政局等の国の農業関係機関、税理士、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、マスコミ(県の記者クラブ)等との連携

(注) 1) 農業者であれば広く加入できること、2) 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強いこと、3) 保険料の額(2万円～6万7千円)は自由に決められること、4) 終身年金で80歳前に亡くなられた場合には死亡一時金があること、5) 税制上の優遇措置が大きいこと、6) 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があること

2 加入推進の重点的对象

1の「加入推進の基本方針」を踏まえ、市町村段階の業務受託機関、都道府県段階の業務受託機関、全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会(以下、「全国段階の業務受託機関」という。)、基金等関係機関は、以下の加入推進の重点的对象者への働きかけを強化する。

(1) 若い農業者への幅広い働きかけと新規就農対策の対象となる新規就農者への働きかけ

今後の農業を支える若い農業者の確保に資するよう、簿記講習会や行政実施

の新規就農講座等を活用したPRやJA青年組織、4Hクラブ、普及指導員、農業大学校等の若い農業者が集まる機会を活用し、制度内容の説明を通じ、加入に向けた働きかけを行う。

また、新規就農者等の行政担当部署との連携により、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の給付を受ける新規就農者を把握し、制度内容を説明するとともに、経営状況を見極めつつ、加入に向けた働きかけを行う。

(2) 女性農業者が自ら加入し老後に備えるための幅広い働きかけ

農業経営の重要な担い手であるとともに、平均余命の長い女性農業者の老後生活の安定を図る観点から、女性農業者が集う会（JA女性組織、フレッシュミズ、生活改善の会合など）等を活用し、女性農業者に対する加入に向けた幅広い働きかけを行う。

また、女性農業者の加入については、配偶者の理解を得ることが重要であることに加え、女性農業委員からの働きかけの効果が大きいことを踏まえ、女性農業委員を加入推進の担い手として位置づけ、加入推進活動を展開する。

(3) 保険料負担の軽減を図りつつ老後生活の安定を図るための政策支援加入対象者への一層の働きかけ

ア 認定農業者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ

認定農業者の会合、簿記講習会等を活用し、保険料補助と経営継承を中心とする政策支援制度の内容を説明しつつ、認定農業者で青色申告者である農業者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

また、政策支援要件を満たしていなくても、認定農業者・青色申告者等の支援対象となる可能性のある農業者については、認定農業者制度の行政担当部署との連携を図りつつ、政策支援制度の説明を行い、政策支援要件を満たすよう働きかけを行う。

イ 認定新規就農者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ

新規就農者等の行政担当部署との連携により、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者を把握し、保険料補助と経営継承を中心とする政策支援制度の内容を説明するとともに、経営状況を見極めつつ、新規就農者で青色申告者である農業者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

ウ 家族経営協定を締結した配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ

家族経営協定や認定農業者制度・新規就農対策の行政担当部署との連携を図りつつ、市町村段階等で開催される研修会や加入推進特別研修会における家族経営協定についての講師による講演の機会、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会を活用し、家族経営協定を締結した政策支援対象者の配偶者・後継者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

エ 「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者及びその配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ

「人・農地プラン」の実質化が進められる中、行政担当部署との連携を図りつつ、「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者を把握し、家族経営協定を締結した配偶者・後継者を含む対象者について、保険料補助と経営継承を中心とする政策支援制度の内容を説明しつつ、地域の中心となる経営体に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

(4) 税制メリットを活用できる中高年齢層への働きかけ

広く農業者が集まる機会や接触を行う組織、青色申告学習会や簿記講習会等を活用し、保険料の全額社会保険料控除（同一生計の家族分を含む）等の農業者年金の税制上の優遇措置を具体的に説明しつつ、中高年齢層に対する加入推進に向けた働きかけを行う。

Ⅲ 各段階における取組

1 市町村段階の業務受託機関の取組

(1) 加入推進を行う者の学習

加入推進部長をはじめ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA 関係者、農業委員の 0B、JA 役員等、JA 役員等の 0B、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学の 0B、その他行政機関の 0B 等から成る加入推進の担当者は、農業者年金制度の内容を学習するとともに、自信を持って地域の農業者に説明ができるよう、加入推進特別研修会等の場を通じて理解度の向上に取り組む。

学習の場となる研修会は、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期等を考慮し、なるべく早くかつ効果的な時期に開催することとし、農業委員の改選時は改選後できるだけ早い時期に開催する。その際、農業委員会総会等の場を活用する等の市町村独自の対応の機会、都道府県域で開催する加入推進研修や加入推進特別研修会の場を積極的に活用することとし、各研修会における説明者は、加入推進の DVD のほかパンフレット等の各種広報媒体を活用しつつ、分かりやすい説明となるよう心がける。

(2) 加入推進部長の設置と活動

① 加入推進部長の設置

加入推進部長は、地域における加入推進のリーダーとして、重要な位置づけを有している。このため、農業委員（既加入者を優先）、農業委員の 0B、農地利用最適化推進委員、JA 役員等、JA 役員等の 0B、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学の 0B、その他行政機関の 0B 等の中から農業者年金の制度を理解し、制度の普及と加入推進に意欲を持つと判断される適切な者を行政部局等の有する情報も参考にしながら選定し、加入推進部長の役割

を説明した上で、加入推進部長として推薦する。その際、単に農業委員会・JAの役員であることのみをもって加入推進部長に推薦することのないようにする。

手続としては、都道府県段階の業務受託機関からの依頼に応じて、「加入推進部長推薦・活動計画書」（様式１号）を年度当初に作成・提出する。また、活動終了時には「加入推進部長の活動実績報告書兼活動記録簿」（様式２号）を作成・提出する。

②加入推進部長の役割と活動

地域における加入推進のリーダーとして推薦された加入推進部長は、「加入推進活動計画」の策定と「加入推進対策会議」において中心的な役割を果たし、⑦加入推進班のメンバーである地域の農業委員、農地利用最適化推進委員等との情報交換と働きかけ・サポート、④認定農業者や新規就農者、女性農業者等の参加する各種会合での制度説明や個別の働きかけ、⑤戸別訪問への同行等の活動を積極的に展開する。

（３）加入推進活動計画の策定

市町村段階の業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、「加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表ワークシート」（農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式例第７号）により、以下の内容を盛り込んだ加入推進活動計画を策定し、着実に実施できるよう実施状況の管理を行うとともに、都道府県段階の業務受託機関の求めに応じて、「加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表」（農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式第２号。以下「管理表」という。）を提出する。

- ① 今年度の加入目標人数（うち２０歳以上３９歳以下と女性の目標人数）の設定
- ② 加入対象として働きかけを行う目標人数（うち２０歳以上３９歳以下と女性の目標人数）の設定
- ③ 加入推進体制の整備計画
- ④ 加入推進名簿の整備計画
- ⑤ 加入推進強化月間の設定計画
- ⑥ 戸別訪問の実施計画
- ⑦ 加入推進対策会議及び研修会の実施計画
- ⑧ 加入対象者に対する説明会等の実施計画
- ⑨ 広報普及活動の実施計画
- ⑩ その他の活動計画

（４）加入推進体制の整備

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、これらの者のOB、JA 役職員、年金協議会の役員、都道府県の普及指導センターや農業大学のOB等、制度の普及と加入推進に広く協力を得られる者により地区別の加入推進班を組織し、戸別訪問等を行う体制を整備する。

また、地区別の加入推進班を編成できない場合は、加入推進部長、地区担当農業委員、年金協議会、農業委員会事務局等、加入推進活動の中心的役割を果たす者を明確にした上で、地域の実情を踏まえつつ、機動的かつ効果的な体制を整備する。

さらに、JA の営農担当部署が農業者年金を担当しない場合における他の部署との連携の構築、女性農業者の加入推進に向けた女性農業委員の登用、認定農業者組織役員の登用等、農業委員会と JA の実情に応じた組織体制の見直しを図る。

(5) 加入推進名簿（様式例 3）の整備・更新

農業委員会が整備する加入推進名簿には、各市町村の個人情報保護条例を踏まえ、市町村の関係部署や農業関係機関等との連携を図りつつ、農業委員会が有する農地台帳の世帯情報等をベースとして、住民基本台帳、認定農業者リスト、認定新規就農者（農業次世代人材投資資金受給者）リスト、「人・農地プラン」の中心経営体リスト、家族経営協定の締結リスト、農業委員や農地利用最適化推進委員等からの情報、JA 生産部会や青年組織等の会合に参加して得た農業者の名前等の情報を把握した上で、対象者をリストアップする。また、JA が整備する加入推進名簿には、組合員台帳、生産部会、青年組織名簿等を参照した上で、幅広く対象者をリストアップする。農業委員会事務局と JA 担当者は、それぞれリストアップされた名簿情報を交換し、加入推進名簿の一体的な整備に努める。

その際、Ⅱの 2 の（１）～（４）の加入推進の重点的対象となる農業者の属性（20 歳以上 39 歳以下の若い農業者、女性農業者、認定農業者で青色申告者、認定新規就農者で青色申告者、「人・農地プラン」の中心経営体等）を把握・明記するとともに、戸別訪問等の加入推進上の必要性に応じ、加入対象者が属する世帯情報の追加・更新を行う。なお、世帯情報の追加・更新は、令和 3 年度の加入推進強化月間に実施する戸別訪問に活用できるよう行う。

また、特に若い農業者や女性農業者の加入については、本人は知らなくても親や配偶者が加入推進者と知見がある場合が多いことを踏まえ、その親や配偶者の情報も一緒に掲載する。

なお、加入推進名簿の更新・整備の際には、これまでの訪問や働きかけの状況等を「農業者年金加入推進記録簿」（様式例 4）に記入することにより、戸別訪問を行っていない加入対象者を明確にしつつ、今後の加入推進活動に役立てることとする。

(6) 戸別訪問先の選定

Ⅱの 2 の（１）～（４）の加入推進の重点的対象、これまでの推進状況、加入推進体制など地域の実情も踏まえ、加入推進名簿から今年度の戸別訪問対象者を選定したリストを作成する。その際、特に、20 歳以上 39 歳以下の加入対象者及び農業次世代人材投資資金の給付を受けている新規就農者であって、戸別訪問を行っていない者は、必ず戸別訪問対象者に含める。

(7) 加入推進対策会議の実施

加入推進活動計画を踏まえ、農業委員会と JA 等の関係者が集まり、年間を通じた活動日程・体制の確認、加入推進名簿への追加・更新や戸別訪問対象者の選定、加入推進強化月間の設定等の加入推進活動の打合せを行う加入推進対策会議を開催する。

加入推進対策会議においては、四半期毎を目途として、加入推進活動計画の管理・進捗状況等の検証を行い、農業委員会総会や JA 役員会等での報告を行うとともに、一度も戸別訪問を行っていない者の把握とその対応を含めて協議する。

なお、加入推進強化月間については、11月15日の保険料前納納付申出期限を踏まえ、社会保険料控除を十分に活用したい農業者に農業者年金のメリットを伝えるべく、10月から11月の期間を含む設定を推奨する。また、加入推進活動については、加入推進強化月間だけの活動とならないように注意する。

(8) 加入推進活動の展開

① 各種説明会等を活用した制度説明・PR活動の展開

認定農業者の会合、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会、経営移譲・経営継承に関する説明会、JA の青年組織・女性組織・生産組織の会合、税務相談会、年金相談会、普及指導の会合、農業大学校の会合、JA グループの各都道府県に設置された担い手サポートセンターが開催する新規就農講座、4H クラブその他農業者の会合等を活用しつつ、制度の説明やPR活動を通じた加入に向けた働きかけを行う。

また、JA においては、JA 青年組織の役員や部員、JA 女性組織やフレッシュミズの部員に加え、これらの部員等の家族に対する制度の周知と加入に向けた働きかけを行う。

なお、これらの会合等に加入推進名簿にリストアップされた者が出席する場合は、関係者から事前に関心度合いや戸別訪問の状況等の情報の入手に努めることとする。

② 広報PR活動の展開

リーフレットの配布、市町村の広報誌・農業委員会だより・JA の組合員広報誌への記事等の掲載、JA 窓口等でのパンフレットの配布やポスターの掲示、市町村国民年金窓口での農業者年金のチラシの配布等、各種の広報媒体を活用した幅広い広報PR活動を展開する。

③ 戸別訪問の実施

加入推進活動の中で最も重要かつ加入効果が大きい取組であり、戸別訪問先として選定した者の家族構成や経営状況を念頭に置きつつ、農業委員や農地利用最適化推進委員、JA 役員、JA 支店長或いは農業者年金協議会役員等、戸別訪問先となじみの深い関係者を同行させる等、円滑かつ効果的な加入推進に努める。

また、訪問先に対する専門的知見によるアドバイスが必要な場合には、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等の専門家への協力を求める。

さらに、若い農業者が加入対象者である場合は、親の同席を求め、女性農業者が加入対象者である場合は、配偶者の同席を求める等、加入対象者に強く影響する家族からの理解が得られるよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努める。

説明に際しては、チラシ・パンフレット等のPR資材を持参して丁寧に説明するとともに、年金額試算シミュレーション（農業者年金基金のホームページに掲載）を活用して具体的な年金試算額を提示する等、加入対象者の立場を踏まえ、戸別の事情に配慮した加入推進活動を展開する。

(9) 戸別訪問後のフォローアップ

戸別訪問を実施した後は、加入の有無にかかわらず、戸別訪問時の状況を「農業者年金加入推進記録簿」（様式例4）に整理する。その際、個人情報の取扱いに注意しつつ、農業委員と事務局間の情報共有、可能な範囲での農業委員会とJA間の状況の共有等を図り、戸別訪問対象者が加入の意志がある場合、農業委員会とJAが連携し、スムーズな加入手続を行う等のフォローアップを行う。

また、戸別訪問時の状況については、「農業者年金加入推進記録簿」の記載内容を基に「加入推進名簿」（様式例3）の「加入推進状況等」の欄にも適宜必要な内容を記入し、次期の戸別訪問対象者選定時の参考情報とする等、今後の加入推進に役立てる。

(10) 農業委員会とJAとの連携等

加入推進班の整備、加入推進対策会議の実施、戸別訪問先の選定等の加入推進活動は、農業委員会とJAとの相互連携の下で展開することとする。

また、JAにおいては、例えば、営農部署は、農家への営農指導の中で農業者年金制度を紹介し、金融部署は、金融窓口での加入案内・パンフレットの配布・保険料収納手続き等を行うなど、営農部署と金融部署との役割分担と連携体制が図られている事例等（注）を踏まえ、金融部署との連携強化を念頭に置きつつ、効果的な推進体制を構築するよう努める。

（注）令和元年6月3日付けで農林中央金庫は、都道府県信用農業協同組合連合会等を通じ、管内JAの信用事業部署に対して、加入資格を有する農業者が店舗に来店した場合、積極的に農業者年金への勧誘活動を行う旨の依頼文書を発出している。

2 都道府県段階の業務受託機関の取組

都道府県段階の業務受託機関は、農業者年金業務指導等事業実施要綱（平成23年4月1日付22独農年企第92号）に基づき、加入推進目標の達成に向けた取組を含む農業者年金事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、市町村段階の業務受託機関に対する指導・支援等を含む以下の取組を行う。

(1) 加入推進活動計画の策定

都道府県段階の両業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、年度当初に基金から提供される市町村別の被保険者割合等のデータを参考にしつつ、それぞれが以下の内容を盛り込んだ「加入推進活動計画（様式例5）」を策定し、目標の共有を図るとともに、当該計画を確実に実施する。

また、当該計画を6月末を目途に基金に提出する。

①都道府県別及び市町村・JA 別の新規加入目標の周知

中期目標期間の後期2ヶ年の取組において示された都道府県別及び市町村・JA 別の年間新規加入者の目標数を周知するとともに、令和2年度における市町村・JA 別の加入目標の達成状況を記す。

②加入推進強化月間の設定

加入推進活動を関係機関が一体となって取り組む観点から、原則として2期（前期・後期）に分けて、加入推進強化月間を設定する。

③市町村段階の業務受託機関に対する本取組方針等の趣旨の徹底を図るための「担当者会議」の開催計画

④市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする制度の周知を図るための「研修会」の開催計画

⑤各種の広報媒体等を活用した制度の周知に向けたPR活動計画

⑥加入推進活動において優秀な成績を収めた団体・個人に対する表彰計画
（都道府県独自の表彰を行っている場合のみ）

⑦加入推進の重点活動市町村・JA の設定

基金から示された加入推進の「ターゲットランキング」を踏まえ、ターゲット（加入対象者）が多い市町村・JA を重点活動対象地区として設定し、効率的かつ効果的な加入推進活動に取り組む。

⑧市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画の点検・フォローアップ

当該活動計画の中で最も重要な計画事項であり、都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画を遅くとも6月末を目途に把握するとともに、その計画の進捗状況を定期的に点検しつつ、フォローアップの一環として、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が市町村段階の業務受託機関に出向いて加入推進者等に対する助言等を行う巡回指導を実施する。

（2）加入推進活動の展開

①加入推進特別研修会の開催

基金と都道府県段階の業務受託機関との共催で開催する加入推進特別研修

会の開催時期は、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期等を考慮し早めの時期（９月までを目処）に調整し、５月末まで（７月以前に開催を希望する場合は、４月１５日まで）に基金に開催希望日を報告する。

参集範囲、研修内容等については、農業者年金業務指導等事業実施要綱に基づき、前年度の研修会参加者に対するアンケート結果を踏まえつつ、年度当初に外部講師（地元の外部講師の活用も含めて）や講演内容等について個別に相談しながら研修企画を進める。

また、研修項目については、基金と各開催地の都道府県段階の業務受託機関との間で協議し、以下の項目を参考として、地域の事情を踏まえ、効果的な研修となるよう内容を工夫する。

- ・ 基金の役職員等による農業者年金制度の説明（必ずしも基金からの制度説明とせず、制度説明は制度説明 DVD の活用又は都道府県段階の業務受託機関が行い、基金が加入推進の必要性について説明するなどの対応も検討する。）
- ・ 都道府県段階の業務受託機関が行う当該年度の加入推進活動計画の発表
- ・ 開催都道府県内又は他県の加入推進事例や加入者・受給者の声の紹介（例えば、加入推進名簿の更新方法も含めた効果的な加入推進事例の紹介やタブロイド判・加入推進事例集等も積極的に資料として活用）
- ・ 外部専門家（社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等）による農業者年金のメリット等の説明
- ・ 参加者全員によるグループディスカッション等の実施（例えば、意欲的な取り組みを行っている農業者等との意見交換、戸別訪問のノウハウの共有、疑問点の解消や取り組み意欲向上のための討論会、各市町村段階の業務受託機関ごとの加入推進活動計画の発表と意見交換等）
- ・ 制度説明用 DVD や加入推進用 DVD の上映
- ・ 家族経営協定や認定農業者制度、新規就農対策担当の行政部局からの説明など

また、必要に応じて、都道府県域独自での加入推進研修を企画・実施する。

これらの研修会については、女性農業者の加入を進める観点から、女性農業委員の積極的な出席を求めるとともに、開催市町村の農政担当部局、都道府県の普及指導センター、農業大学校、政策金融公庫農業担当、４Ｈクラブ事務局、マスコミ（都道府県の記者クラブ）、農政局所在地においては農政局担当部局、TAC・LA 等 JA 関係者、各都道府県内の農業経営アドバイザー、税理士、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士など PR 効果の期待できる者にも幅広く案内し、参加を求める。

なお、研修会の開催は、現場の要望に応じて近隣の府県との合同開催等も可能とする。

②制度説明会等を通じた対象者への働きかけ

都道府県段階の業務受託機関は、認定農業者の会合、新規就農者が集う機会や接触を行う組織、経営移譲・経営継承に関する説明会、税務相談会、年金相談会、簿記講習会等を活用し、政策支援の仕組み等の制度の内容の説明を行う

とともに、チラシやパンフレットの配布等を通じて農業者年金に関する理解の増進を図りつつ、加入に向けた働きかけを行う。

また、JA 青年組織役員や 4H クラブ役員、女性農業者組織役員等が集まる機会、普及指導員の会合、農業大学校関係者の会合等を活用し、制度の説明を行うとともに、制度の普及への協力を要請する。特に都道府県域の JA 青年組織役員については、JA と連携し、制度の説明と加入に向けた働きかけを行う機会を必ず設けることとする。この場合、これらの活動対象となる農業者が、加入資格を有しながら未加入であることが判明した際には、市町村段階の業務受託機関との連携を図りつつ、加入に向けた働きかけを行う。

一方、基金においては、全国的な青年リーダー・女性リーダーを広域推進協力員として委嘱しているが、都道府県段階の業務受託機関においても、JA 青年組織役員、女性組織役員、経営担当普及指導員等を都道府県域の推進協力員に委嘱する等、都道府県域の加入推進への効果的な協力が見込める者の活用を図る。

なお、収入保険制度は青色申告を行っている農業者を対象としており、青色申告については、従来から、農業委員会組織、JA グループとも農業者からの相談に対応してきているところである。都道府県段階の業務受託機関において、青色申告の新規開始を含め青色申告についての農業者への説明や相談対応の際には、農業者年金の保険料の全額が社会保険料控除となること、青色申告等の一定の要件を満たす場合には保険料補助があること等の農業者年金の魅力についても、併せて説明又は情報提供を行う。

③各種の広報媒体を活用した P R 活動の展開

加入者・受給者の声の紹介、青年リーダー・女性リーダー等の活用を含めて、都道府県の広報部局、都道府県の記者クラブ等の連携も念頭に置きつつ、効果的な広報 P R となるよう工夫する。

また、掲載記事やラジオ CM 等を実施する場合は、実施時期を前広に案内するとともに、加入推進部長等の研修会で紹介する等の活用を図る。

④都道府県段階の関係機関等に対する周知活動及び協力要請

都道府県段階の業務受託機関は、必要に応じて、農業者大学校、普及指導センター等の都道府県段階の関係機関等に出向き、制度の説明を行うとともに、制度の普及に向けた協力要請を行う。

(3) 市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動のフォローアップ

都道府県段階の業務受託機関は、自らの加入推進活動に加え、市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動の指導・支援を行うという重要な責務を担っている。

このため、2 の(1)で記したように、都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画を把握するとともに、重点活動対象地区とそれ以外の地区における計画の進捗状況を原則として年度の上半期(6 月末日まで)と下半期(11 月末日まで)に「管理表」により把握・

点検を行う。

その上で、計画的かつ着実な加入推進活動が展開されるよう、市町村段階の業務受託機関に出向いて巡回指導を行うとともに、市町村段階の業務受託機関の求めに応じ、農業者への戸別訪問や各種の会合等の場に参加して必要な指導・助言を行う等のフォローアップ活動を行う。

その際、基金は、市町村段階の業務受託機関の業務実績を踏まえた分析資料等を都道府県段階の業務受託機関に提示し、加入推進活動の進捗状況の管理に協力する。

(4) ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供・とりまとめ等

ブロック代表となった都道府県段階の業務受託機関は、加入推進活動が円滑に実施されるよう、ブロック内の他の都道府県段階の業務受託機関に対する情報提供、ブロックとしての対応策のとりまとめを行うとともに、必要に応じてブロック内業務受託機関の会議を開催する。

3 全国段階の業務受託機関の取組

全国段階の業務受託機関は、以下の取組をそれぞれの組織の指導機関として、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対し支援・協力するとともに、全国（域）で実施することが効果的な広報を企画・実施する。また、都道府県域対象の基幹会議において、農業者年金加入推進の要請の場を設定する。

(1) 全国農業会議所における加入推進の取組

- ① 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会への出席
- ② 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供
- ③ 都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

(2) 全国農業協同組合中央会における加入推進の取組

- ① 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会への出席
- ② 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供
- ③ 都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

4 基金の取組

(1) 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会の開催

- ① 都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金業務担当者会議」を年度当初に開催し、本取組方針の周知・徹底、意見交換を行う。
- ② 都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする業務研修会を開催する。
- ③ 全国6ブロックにおいて、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加する「ブロック会議」を秋に開催し、上半期における加入推進活動に関する意見交換、下半期において取り組むべき対策等について協議する。
- ④ ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関の役職員で構成する「農業者

年金基金業務連絡協議会（委員会・幹事会）」を適宜開催し、次年度に講ずべき対策その他必要な事項について、意見の交換・集約を行う。

(2) 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供

基金は、業務受託機関が実施する加入推進活動を支援・協力する観点から、制度の普及や加入推進に必要なパンフレット等の各種資材を作成・配布するとともに、加入推進に必要な情報等の提供を行う。

(3) 業務受託機関からの要請に応じた研修会等への役職員の派遣

基金は、業務受託機関からの派遣要請に応じ、研修会等へ役職員の派遣を行う。

(4) 市町村段階の業務受託機関の表彰及び優良事例としての周知

基金は、制度の普及と加入推進の向上に資するよう、農業者年金事業表彰実施要領に基づき、加入推進に功績のあった者に対して表彰を行い、感謝の意を表するとともに、その成果を広く紹介する。

(5) 広域推進協力員の設置

基金は、農村現場での加入推進の環境整備の一環として、全国段階の業務受託機関等からの推薦により、全国的・広域的に農家に浸透力のある者の中から広域推進協力員を委嘱し、広域推進協力員は、各種の広報媒体を通じて制度に関する情報発信を行うとともに、加入推進活動を広域的に展開する。

(6) 業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力等

基金は、全国段階の業務受託機関、全国農業者年金連絡協議会と連携を図り、全国段階の業務受託機関と適宜情報交換を行い、必要に応じ、新たに講じるべき対策等について検討し対応する。

(7) 農林水産省、都道府県等への制度の普及定着の協力要請、各種大会での説明等

基金は、農林水産省（地方農政局）、都道府県、関係機関に対し、制度の普及定着に向けた協力要請を行うとともに、新規就農の促進、女性農業者の活動を支援する等の取組を行う組織・団体との連携の強化を図る。

また、認定農業者や女性農業者の大会、JAの青年組織・女性組織等の大会・総会・研修会等の場を活用し役員等による制度内容の説明を行う。

(8) 農業者年金業務指導等事業の実施

基金は、加入推進を含む農業者年金業務指導等事業を実施するための経費を負担し、また、年度当初において、各都道府県へ市町村別の被保険者割合等のデータを提供し、都道府県段階の業務受託機関が実施する当該農業者年金業務指導等事業に対する支援・協力を行う。

(9) 委託費による事業の効果的な実施

基金は、都道府県段階の業務受託機関向け委託費等の配分をより効果的に実施する観点から、必要に応じ見直すとともに、引き続き活動実績や加入実績等を反映した当初配分を行う。

また、年度途中の取組強化に伴う計画変更に対する追加配分については、活動実績や加入実績を勘案するとともに、予算の範囲内において、Ⅳの特別重点都道府県及び重点都道府県に優先して配分を行う。

Ⅳ 格差の縮小に向けた重点及び特別重点都道府県指定と特別活動等の実施

1 重点都道府県指定等

(1) 重点都道府県の指定

基金は、新規加入者の目標達成率（実績）の都道府県間格差（市町村・JA間格差）の縮小に向け、前年度において20歳以上39歳以下の新規加入者目標、女性農業者の新規加入者目標及び全体の新規加入者目標の全てが未達成となった都道府県の平均目標達成率を下回る都道府県（以下「達成率下位の都道府県」という。）及び達成率下位の都道府県を除く都道府県の中で未達成者数の多い都道府県の中から、各都道府県の新規加入者目標数等を勘案し、重点都道府県を指定する。

また、基金は、重点都道府県の業務受託機関に対し、重点的な加入推進活動に資するよう、市町村別データ等を提供するとともに、重点都道府県における加入推進の取組状況等について定期的に報告を求める。

(2) 巡回意見交換会の開催

重点都道府県の業務受託機関は、基金と調整の上、加入対象者数が多い地域等において巡回意見交換会を開催し、重点的な加入推進活動を展開する。

その際、基金は、重点都道府県の業務受託機関からの要請に応じ、重点市町村・JAの農業委員会会長、加入推進部長、JA役員を始めとする加入推進に係る関係者及び事務局等との巡回意見交換会に役職員を派遣する。なお、基金の役職員の派遣に当たっては、未達成者数の多い都道府県を優先する。

2 特別重点都道府県指定と特別活動計画策定・実施

(1) 特別重点都道府県の指定

基金は、達成率下位の都道府県の平均目標達成率を下回る都道府県であって、かつ、それらの都道府県の平均目標未達成者数を上回る都道府県のうち、特にてこ入れが必要と判断される都道府県を特別重点都道府県として指定する。

(2) 5者協議等と特別活動の実施

特別重点都道府県の業務受託機関は、地域の実情を踏まえた加入推進活動の強化策として、特別活動計画案を作成する。

当該特別活動計画案を踏まえ、当該業務受託機関と基金と全国段階の業務受託機関の５者で協議を行い、特別重点都道府県におけるこれまでの取組の検証と課題を明確にしつつ、地域の実情に即した効果的な加入推進活動の強化策を検討の上、特別活動計画を共同で策定する。その際、協議は当該都道府県内又は基金内で行うこととし、地域の事情等を勘案し、必要に応じて、組織系統別の業務受託機関（都道府県段階と全国段階）と基金の３者で協議することを認める。

特別重点都道府県の業務受託機関は、関係機関との連携の下、特別活動計画に即しつつ、重点市町村・JA に対し、巡回意見交換会を開催し、重点的な加入推進活動を展開する。

なお、基金は、特別重点都道府県の業務受託機関に対し、重点的な加入推進活動に資するよう、市町村別データ等を提供するとともに、特別重点都道府県における加入推進活動の取組状況等について定期的に報告を求める。

V その他

この取組方針は、令和３年４月１日（Ⅰ—２及びⅡ—１—(1)は１０月１日に一部変更）から適用する。